

## 商店街等施設整備事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 商店街等施設整備事業補助金の交付に関しては、商店街等施設整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象施設の要件等)

第2条 要綱第3条第2項各号に規定する知事が定める施設の要件及び要綱別表2の補助対象経費の項に規定する経費の詳細は別表1のとおりとし、補助対象施設は、原則として商店街施設整備事業者又は空き店舗等活用事業者が所有するものとする。

(補助事業実施区域等の要件)

第3条 事業実施区域等の要件については、別表2のとおりとする。

(LED街路灯及び商店街のDX化を推進するためのシステムの整備における補助上限額等)

第4条 要綱別表2の補助上限額等の項に規定するLED街路灯及び商店街のDX化を推進するためのシステムの整備における知事が定める補助上限額等は、別表3のとおりとする。

(構成員等が負担する積立金等の要件)

第5条 要綱別表2の補助金以外の経費の負担方法の項に規定する構成員等が負担する積立金等における知事が定める要件は、次の各号に掲げる経費ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 積立金 商店街施設整備事業者が構成員等から事業費支払日までに定期的に徴収するもので、負担者及び負担内容等が明確なものとする。
- (2) 徴収金 商店街施設整備事業者が構成員等から事業費支払に際して臨時的に徴収するもので、負担者及び負担内容等が明確なものとする。
- (3) 借入金 商店街施設整備事業者が事業費支払に際して借り入れるもので、借入者、借入先、借入内容、返済方法、返済負担者及び返済負担内容等が明確なものとする。
- (4) その他の資金 商店街施設整備事業者が有する前各号以外の資金で、負担者及び負担内容等が明確なものとする。

(業者選定の手続)

第6条 商店街施設整備事業における業者の選定は、業者選定委員会によるものとし、その手続方法は次のとおりとする。

- (1) 構成 業者選定委員会の構成員は、複数かつ奇数の商店街施設整備事業者の構成員によるものとし、当該請負等対象者及び関係者は構成員とすることができないものとする。
  - (2) 要件 業者選定委員会の開催は、前項の構成員によるとともに、市町村職員がオブザーバーとして出席するものとし、出席者や審議内容を記載した議事録を作成するものとする。
  - (3) 事業の概要と予定額の決定方法 業者選定委員会は、商店街施設整備事業者の予算や総会決定内容に基づき、事業の概要と予定額を決定するものとする。
  - (4) 業者選定 業者選定委員会は、事業の概要と予定額を3者以上の業者に示し、提案及び見積書を求めるとともに、提案の中から最も経済性かつ事業効果に富んだものを選定するものとする。選定の際には、具体的理由や経緯等を議事録に詳細に明記するものとする。
  - (5) その他 提案及び見積書は、施設内容や材料等が詳細かつ明確に判断できるものを求めるものとする。また、3者以上の業者が関連企業や施工不可能な業者に偏ることがないとともに、材質や施工等において耐久性等に問題が生じないように留意のうえ、審議を行うものとする。
- 2 前項第4号及び第5号の規定は、スーパー・シティ推進空き店舗等活用事業における業者選定の手続に準用する。この場合において、同項第4号の規定中「業者選定委員会」とあるのは「空き店舗等活用事業者」と読み替えるものとする。

(申請書の提出期限)

第7条 要綱第4条第2項に規定する知事が定める提出期限は、原則として事業を開始しようとする日の2週間前とする。

(申請書の添付書類)

第8条 要綱第4条第4項に規定する知事が定める事項及び申請書の添付書類は、別表4のとおりとする。

(状況報告)

第9条 要綱第10条に基づく状況報告に当たり、県は必要と認めた場合には、補助事業者に対して、遂行状況等を明らかにするために、関係書類の徴求や関係施設の現地調査などを行うことができるものとする。

(借入金返済状況の報告)

第10条 商店街施設整備事業者の代表者は、要綱第10条第2項の規定に基づき、借入金の返済が完了するまでの間は、各会計年度の返済状況等について、翌会計年度の5月末日までに、様式エにより市町村長を経由して知事に提出しなければならない。なお、空き店舗等活用事業者の代表者は、同様式エを知事に直接提出しなければならない。

(報告書の添付書類等)

第11条 要綱第11条第2項に規定する知事が定める書類は、別表5のとおりとする。

(事業の指導及び助言)

第12条 商店街施設整備事業者又は空き店舗等活用事業者の自主性を尊重し、事業の適正かつ円滑な実施を推進するため、県は必要に応じて、指導及び助言を行うものとする。

(その他)

第13条 商店街施設整備事業者又は空き店舗等活用事業者は、事業実施に際して次に掲げるところに従うものとする。

- (1) 契約等の事業着手は、交付決定後に行うものとする。
- (2) 周辺住民等との間で問題等が生じないように調整等を行うものとする。
- (3) 積立金、徴収金、借入金及びその他の資金の管理は、金融機関の口座によるものとし、これに係る通帳、証書及び領収書等は、要綱第20条第2項の規定により当該補助事業が完了した日の属する県の会計年度の翌会計年度から5年間保管するものとする。
- (4) 事業費の支払は金融機関の口座振込によるものとする。
- (5) 施設の設置後の管理は、原則として商店街施設整備事業者又は空き店舗等活用事業者が補助事業の目的に沿って行うものとする。
- (6) キャッシュレス決済端末等の機器等を各個店に設置する場合は、商店街施設整備事業者と構成員の間で使用等に係る取決文書を定めるなどにより、管理体制を明確にするものとする。
- (7) リース又はレンタル並びにクラウドサービス等の利用により商店街のDX化を推進するためのシステムを整備する事業においては、補助事業により取得した財産の要綱第17条第2項に定める期間における滅失、譲渡、使用不能等の防止のため、保証期間及び損害賠償等を契約で定める等、必要な措置を講じるものとする。
- (8) この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、その都度、別途定める。

附 則

この要領は、平成27年4月23日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月12日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年8月5日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。

別表 1 (第 2 条関係)

補助対象施設	要件	補助対象経費の詳細
(1) 駐輪場、駐車場	<p>ア 開場期間は原則、通年とし、収益向上を見込んだ利用料金の設定をする。</p> <p>イ 縁石線、柵その他これに類する工作物により区画されているものとする。</p>	
(2) 商店街のDX化を推進するためのシステム	<p>ア 商店街施設整備事業者が、デジタル技術を活用した販売促進、顧客管理等を行うためのシステムを導入する共同事業（商店街で一体的に整備するものに限る。）とする。</p> <p>イ 補助事業により導入したシステム（デジタル機器及びソフトウェアを含むシステムを構成する全ての財産）は、原則として商店街施設整備事業者が整備、保有及び維持管理を行うものとする。ただし、経済性及び事業効果等の観点から購入し保有するより効果的と認められる場合には、リース又はレンタル並びにクラウドサービス等の利用を認めるものとする。</p> <p>ウ 要綱第 2 条第 2 号に定める商工団体が商店街施設整備事業者になる場合は、複数の商店街組織を取りまとめて実施する事業に限るものとし、補助事業の対象となる要綱第 2 条第 1 号に定める商店街組織に係る経費のみ補助対象経費として認めるものとする。</p>	<p>事業を実施する際に必要な次の機器等に限るものとする。</p> <p>ア システムを構成するハードウェアの購入に要する経費（システムの構築に必要不可欠な機器に限り、汎用性があり目的外使用が可能なものは除く。）</p> <p>イ システムを構成するソフトウェアの開発及び購入に要する経費（無償配布されているものは除く。）</p> <p>ウ システムの構築に要する委託費（工事費、設定費等）</p> <p>エ リース又はレンタル並びにクラウドサービスの利用を認めた事業については、補助事業実施年度に係る経費かつ市町村が定める事業完了日までに経費の支払（商店街施設整備事業者の口座からの振込をいう。）が完了する経費のみ補助対象経費として認めるものとする。</p> <p>オ 施設の保守料、通信費等の維持管理費及び運営費は、補助対象経費としないものとする。ただし、リース又はレンタル並びにクラウドサービス等の利用を認められた施設について、これらの利用料の中に施設の保守料、通信費等の維持管理費及び運営費が含まれる場合はこの限りではない。</p>
(3) 移動販売車	<p>ア 移動販売事業又は商店街への運送事業を週 1 回以上行うものとする。</p> <p>イ 取り扱う商品は、原則、商店街のものとし、スーパーマーケット、大規模小売店舗又はチェーン店の独占販売をしないものとする。</p>	<p>ア 車両本体に係る費用のみを補助対象とする。</p> <p>イ 重量税・自賠責保険料等の諸経費は補助対象経費としないものとする。</p>
(4) イベントスペース	<p>ア 開場期間は原則、通年とし、収益向上を見込んだ利用料金の設定をする。</p> <p>イ 商店街のホームページ等で利用募集を行い、使用者から遅延が生じることなく利用料金を徴収するものとする。</p> <p>ウ 各月にて利用者がいない場合は、商店街施設整備事業者が地域商業活</p>	

	<p>性化に向けたイベントを開催するものとする。</p>	
<p>(5) LED街路灯</p>	<p>①設置事業</p> <p>ア 設置する街路灯は10基以上とする。</p> <p>イ 原則として30m以内のおおむね等しい間隔で設置するものとする。</p> <p>②改修事業</p> <p>ア 改修する街路灯は3基以上とする。</p> <p>イ 原則として、既設の街路灯からLED照明を使用する街路灯（以下「LED街路灯」という。）に改修するもの及び既設のLED街路灯の維持管理に要する修理等を行うものとする。</p>	<p>個店の名称等を表示した看板等については、補助対象経費としないものとする。</p>
<p>(6) スーパー・シティ推進空き店舗等活用事業により改修する空き店舗等</p>	<p>ア 市町村が策定する埼玉版スーパー・シティプロジェクトにおける地域まちづくり計画（以下「地域まちづくり計画」という）が県に提出されていることが確認でき、事業年度内に県ホームページで公表されること。</p> <p>イ 地域まちづくり計画に空き店舗、空き家の活用が位置付けられていること。</p> <p>ウ 埼玉版スーパー・シティプロジェクトにおけるコンパクトの要件である「人々が集まり交流する拠点の形成を図るもの」や「地域コミュニティの形成に資するもの」を満たす内容であること。</p> <p>エ 空き店舗等活用事業者が行う事業は、事業年度の4月1日以降かつ市町村が県に地域まちづくり計画を提出した日以降に実施する事業とする。</p> <p>オ 事業の対象となる空き店舗、空き家は、既存建築物かつ規則第4条第1項の規定による交付の申請を行った時点で使用されていない物件で、市町村が要綱等で定める要件を満たす物件とする。</p> <p>カ 空き店舗等活用事業者が事業に着手する時期は、県の交付決定の通知があった日以降でなければならない。</p>	<p>ア 補助対象経費</p> <p>(ア) 改修費 空き店舗、空き家の内外改装及び設備工事に係る経費及びこれらと一体不可分である設計に係る経費</p> <p>(イ) 設備・備品購入費 改修工事に伴い導入する設備・備品の購入に係る経費</p> <p>(ウ) 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>イ 補助対象外経費等</p> <p>(ア) 賃借料 改修する空き店舗、空き家の賃借に係る経費</p> <p>(イ) 広報費用 広報宣伝に係る印刷費、広告費など</p> <p>(ウ) 割賦支払による経費 支払利息など</p> <p>(エ) 間接的な経費 損害保険料、組織運営費、振込手数料、日常的に使用する消耗品購入費など</p> <p>(オ) 公租公課</p> <p>※ 補助対象となる経費は、次に各号に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。</p> <p>1 店舗併用住宅の場合、店舗部分と住宅部分が明確に分離できているもの</p> <p>なお、補助対象は店舗として使用するために改修する部分に限る。</p> <p>2 都市計画法、建築基準法等関係法令に適合しているもの</p>

(7) その他、知事が必要と認めるもの	都度定める。	都度定める。
---------------------	--------	--------

別表2 (第3条関係)

補助対象事業	商店街施設整備事業	スーパー・シティ推進空き店舗等活用事業
事業実施区域等の要件	原則、小売、サービス又は飲食に係る商店数が5以上かつ商店密度が街路100mあたりおおむね5店以上ある地域とする(商店街のDX化を推進するためのシステムの整備を除く)。	コンパクトのエリア内にある商店街の区域内※に所在する空き店舗、空き家を活用するものであること。 ※商店街組織があるものとして市町村及び県が把握している区域。ただし、商店街組織のない市町村においては、一定程度商業集積している区域。

別表3 (第4条関係)

補助対象施設	補助上限額等	一基当たりの補助上限額等
LED街路灯	①設置事業 商店街施設整備事業者1者当たり50万円以上1,000万円以内	11万5千円以内
	②改修事業 商店街施設整備事業者1者当たり25万円以上250万円以内	
商店街のDX化を推進するためのシステム	商店街施設整備事業者1者当たり25万円以上250万円以内	

別表4 (第8条関係)

補助対象事業	商店街施設整備事業	スーパー・シティ推進空き店舗等活用事業
知事が定める事項に係る書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 材料等ごとの内訳を明記した見積書の写し</li> <li>2 工事仕様書及び位置図、見取図、設計概要図等の図面類の写し</li> <li>3 道路法(昭和27年法律第180号)第32条による道路占用許可書等の関連法令許認可関係書類の写し</li> <li>4 商店街施設整備事業者の役員を含む構成員の氏名等、住所等、業種及び連絡先を記した名簿(商店街施設整備事業者が商工団体である場合は、役員名簿をもって代えることができる。)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 空き店舗等活用事業者が市町村に提出した補助金交付申請書類の写し</li> <li>2 市町村の補助金交付決定通知書</li> <li>2 市町村の補助金交付要綱</li> <li>3 事業実施場所の位置図</li> <li>4 補助対象経費に係る見積書の写し</li> <li>5 補助対象施設の賃貸借契約書または売買契約書の写し</li> <li>6 空き店舗等の所有者が改修を同意していることが確認できる資料</li> <li>7 施工前の外観・内観が分かる写真等</li> <li>8 施工内容がわかる計画書・図面等</li> </ol>

	5 商店街施設整備事業者の定款・規約等	9 その他知事が必要と認めるもの
申請書の添付書類	1 資金計画表（様式ア） 2 商店街施設整備事業者負担分内訳書（様式イ）及びその添付資料 3 構成員負担分内訳書兼事業実施等同意書（様式ウ）（構成員の個別負担がある場合及び法人格のない商店街組織が事業を実施する場合。） 4 事業実施地・建物が民有に係る場合における当該土地等の使用承諾を証する書類の写し 5 業者選定委員会の委員名簿、議事録及びこれに係る見積書等の写し 6 補助事業の実施に係る総会資料等 7 商店街の区域及び商店の位置並びに補助事業の実施場所を示す地図 8 施設設置前の状況が把握できる写真等 9 車検証の写し（中古の移動販売車の場合に限る。） 10 補助事業実施年度及び補助事業完了後5年間の収支（経費）見積書及び運用計画書（商店街のDX化を推進するためのシステムの整備の場合に限る。） 11 その他知事が必要と認めるもの ※ 商工団体が実施する事業については、2及び3の提出を要しない。	—

別表5（第11条関係）

補助対象事業	商店街施設整備事業	スーパー・シティ推進空き店舗等活用事業
報告書の添付書類	1 要綱第4条第4項に掲げる申請書の添付書類のうち、内容等に変更が生じたもの（ただし、軽易な変更によるものは除く。） 2 資金決算表（様式オ） 3 契約書（業者の名称、代表者氏名及び代表者印等が明記されているもの）の写し 4 請求書（業者の名称、代表者氏名等が明記されているもの）の写し 5 領収書（業者の名称、代表者氏名等が明記されているもの）の写し 6 金融機関の口座振込による払込書の写し 7 借入を行った場合の借入先及び借入内容等を証する書類の写し 8 借入金返済計画書（様式力） 9 検査調書（様式キ） 10 工事中及び施設設置後の写真等 11 車検証の写し（新車の移動販売車の場合に限る。）	1 様式クによる検査調書 2 補助対象経費の支出の確認ができる書類の写し（請求書、領収書、通帳等） 3 空き店舗等の改修前後の写真 4 市町村の交付確定金額が確認できる書類 5 その他知事が必要と認めるもの ※ 補助対象事業者は、補助事業で改修した建物の用途が住居である場合は、実績報告書に次の資料を添付しなければならない。 1 建築確認が必要な工事を行った場合、検査済証の写し 2 防火対象物使用開始届の写し

	12 その他知事が必要と認めるもの ※ 商工団体が実施する事業については、7及び8の提出を要しない。	
実施効果の報告	—	様式ケによるスーパー・シティ推進空き店舗等活用事業実施効果報告書

様式ア（第8条関係）

資金計画表

市町村名		商店街施設整備事業者名	
施設種類		事業費計	円 ( 税込み ・ 税抜き )

事業収支		契約時まで	工事終了まで	精算時	計	備考
事業支出 (事業費支払)						
資金計画	補助金 (県＋市町村)					
	積立金					
	徴収金					
	借入金					
	その他の資金					
	小計					
補助金が精算払の場合の 一時借入金						
備考						



様式ウ（第8条関係）

構成員負担分内訳書及び事業実施等同意書

市町村名		商店街施設整備 事業者名	
施設種類		事業費計	円 ( 税込み ・ 税抜き )

No.

関係構成員	No.		No.		No.		No.		No.	
	年月 日	金額	年月 日	金額	年月 日	金額	年月 日	金額	年月 日	金額
計	-		-		-		-		-	

※ 構成員の個別負担がある場合は、様式イに記載した構成員が個別に負担する部分のNo.（名目）ごとに、署名してください。  
 法人格のない商店街組織の場合は、個別負担の有無にかかわらず、事業実施同意書として構成員全員が署名してください。  
 構成員に対して、それぞれの負担内容等について、確認することがあります。



資金決算表

市町村名		商店街施設整備事業者名	
施設種類		事業費計	円 ( 税込み ・ 税抜き )

事業収支		契約時まで	工事終了まで	精算時	計	備考
事業支出 (事業費支払)						
資金決算	補助金 (県 + 市町村)					
	商店街施設整備事業者負担分	積立金				
		徴収金				
		借入金				
		その他の資金				
	小計					
補助金が精算払の場合の 一時借入金						
備考 (変更点等)						



市町村名 検査日 令和 年 月 日  
 職 名 課名  
 氏名

市町村名		商店街施設整備事業者名	
施設種類		事業費計	円 ( 税込み ・ 税抜き )

項 目	確 認	
1 事業の実施において、交付決定内容及び条件に従っていたか。	<input type="checkbox"/>	
2 事業の支出等を明らかにした帳簿を備えているか。	<input type="checkbox"/>	
3 支出等についての証拠書類を整理保管しているか。	<input type="checkbox"/>	
4 自己資金の負担方法は適正か。	<input type="checkbox"/>	
5 借入金やその返済方法などに問題はないか。	<input type="checkbox"/>	
6 事業の記録は整理されているか。	<input type="checkbox"/>	
7 管理体制等は適正か。	<input type="checkbox"/>	
8 その他の確認事項		

※ LED街路灯の整備の場合は別紙を添付してください。

LED街路灯関係事業検査票

市町村名		商店街施設整備 事業者名	
------	--	-----------------	--

検査日等 項目	事前検査 月日 場所	施工検査 月日 場所	完了検査 月日 場所	備考
ポールの材質	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ポールの形状、サイズ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ポールの肉厚	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ポールの長さ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
アームの溶接部分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
塗装の仕上げ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
灯具の寸法及び形状	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
灯具のシェード部分の仕様	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ポール又はアームの歪み	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
塗装、表面処理の仕上がり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
看板、町名板、フラッグバー、 枝差し等の状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
基礎工事が図面どおりか		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
電線類との接触等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他の確認事項				

※改修の場合には、該当する項目のみ検査（非該当部分はその旨を備考に記載）してください。

スーパー・シティ推進空き店舗等活用事業検査調書

検査日 令和 年 月 日  
 空き店舗等活用事業者名  
 役職名  
 氏名

項 目	確 認	
1 空き店舗等活用事業者は、事業の実施において交付決定内容及び条件に従っていたか。	<input type="checkbox"/>	
2 空き店舗等活用事業者は、事業ごとの収入及び支出等を明らかにした帳簿を備えているか	<input type="checkbox"/>	
3 空き店舗等活用事業者は、収入及び支出等についての証拠書類を整理保管しているか。	<input type="checkbox"/>	
4 空き店舗等活用事業者の自己資金の負担方法は適正か。	<input type="checkbox"/>	
5 空き店舗等活用事業者の借入金やその返済方法などに問題はないか。	<input type="checkbox"/>	
6 空き店舗等活用事業者の事業の記録は整理されているか。（写真、会議録など）	<input type="checkbox"/>	
7 空き店舗等活用事業者における取得財産等の管理体制等は適正か。	<input type="checkbox"/>	
8 空き店舗等活用事業者は、申請に照らして、事業を適正に行っていたか。	<input type="checkbox"/>	
9 空き店舗等活用事業者は、改修に伴う関係法令等の必要な手続きを完了しているか	<input type="checkbox"/>	

スーパー・シティ推進空き店舗等活用事業実施効果報告書

令和 年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

主たる事務所の所在地  
空き店舗等活用事業者名  
代表者の氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受け実施した上記補助事業の実施効果について、商店街等施設整備事業補助金交付要綱第11条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 効果測定の概要

取組の実施時期	
要領別表1の要件の欄に定める「ウ 埼玉版スーパー・シティプロジェクトにおけるコンパクトの要件である「人々が集まり交流する拠点の形成を図るもの」や「地域コミュニティの形成に資するもの」を満たす内容であること。」についての実施状況の説明	

2 効果測定の結果 ※定量的な指標を記載してください。

時期	事業実施前 (測定時期： )	事業実施後 (測定時期： )	事業完了後6か月から12か月後まで (測定時期： )
結果			
その他特記事項			

3 事業実施による効果

指標	目標達成度(※1)
目標	A B C D E
結果	

※1 目標の達成度に応じてA～E(※2)に○を付けてください。

※2 A：10割以上 B：8割～9割程度 C：6割～7割程度 D：3割～5割程度 E：3割未満

注) コミュニティ形成の条件を満たしていない、営業を開始していない等、交付決定の内容や前提と異なる場合は、補助金の返還を求める場合があります。